

空き家所有者向け

空き家バンク 登録奨励金

契約締結後90日以内に申請を！

賃貸・売買契約書の日付が申請日の90日以上前
の場合は対象外です。

対象・条件

空き家バンク登録者（所有者）

- 入居者が利用希望登録をしている
- 入居者との間に賃貸または売買契約を行っている
- 雲仙市税及び住所地の市区町村税に滞納がない
- 入居者が登録者の3親等以内ではない
- 賃貸・売買契約締結日から90日以内

空家等管理活用支援法人

- 入居者が利用希望登録をしている
- 市が指定した法人である
- 空き家バンク登録申込書に紹介元として記載されている
- 入居者が登録者の3親等以内ではない
- 賃貸・売買契約締結日から90日以内

奨励金額

定額

5万円

※登録者・空家等管理活用支援法人
交付対象1戸につき1回限り

※交付対象者1人につき3回上限
(空き家登録者に限る)



「空き家バンク登録奨励金」

概要や申請書類については
こちらのHPをご覧ください。

オンライン申請もできます

空き家の売却・賃貸を希望する所有者と、購入・賃貸を希望する利用者を繋ぐ「空き家バンク制度」の登録促進のため、成約後に空き家バンク登録者並びに空家等管理活用支援法人に対し奨励金を交付します。

申請手順

① 物件の契約等が成約

入居者（空き家利用希望者）との間に賃貸契約または売買契約を結ぶ

② 交付申請

〔提出書類〕

- (1) 空き家バンク登録奨励金交付申請書（様式第1号）
- (2) 売買契約等の契約書の写し
- (3) 誓約書（様式第2号）
- (4) 空き家バンク登録奨励金の交付に係る調査承諾書（様式第3号）
- (5) 確認書（様式第4号）
※空家等管理活用支援法人が申請する場合
- (6) 住所地の市区町村税※の滞納がない証明書
※市県民/軽自動車/固定資産/国民健康保険の4税
(雲仙市外に居住の場合)

③ 交付決定・交付請求

〔提出書類〕

- (1) 雲仙市空き家バンク登録奨励金交付請求書
- (2) 振込口座の通帳の写し

④ 奨励金の交付

お知らせ・ご親戚などに
空き家でお困りの方がいらっしゃれば

ぜひご紹介ください

雲仙市内で増加する空き家の削減と移住定住促進のため、
ご協力どうぞよろしくお願いいたします。

問い合わせ先

雲仙市役所 地域づくり推進課 移住・定住・婚活推進班

0957-47-7805

E-mail : tiiki-suishin@city.unzen.lg.jp